

解体工事
発注者等
の皆様へ

家電4品目は 正しくリサイクルしてください

家庭から排出される
家電4品目について

- ◆エアコン（セパレートタイプ（壁掛け型、床置き型）・ウインドタイプ）
- ◆テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機・衣類乾燥機

の家電4品目（家庭用機器）は、家電リサイクル法の対象品目です。



家電4品目は、建築物解体工事の前に、機器の所有者において、家電リサイクル法に基づき正しくリサイクルしてください。

また、建築物解体工事の際、建築物に残置された廃家電4品目については「残置物」です。建築物解体時の残置物については、解体工事の元請業者ではなく、当該建築物の所有者等に処理責任があるので、解体工事前に、当該建築物の所有者等により家電リサイクル法に基づき正しくリサイクルしてください。

家庭から排出される家電4品目については、原則として、建築物の解体工事業者に処理を依頼することはできません。

家電4品目の処分（廃棄）に当たっては、家電リサイクル法に基づき、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要です。

特に、家庭用エアコン（室内機・室外機）に注意！

具体的な処分方法については、下記サイトを御覧ください。

「これで解決！家電リサイクル」（一般財団法人家電製品協会）



<http://www.kaiketsukr.com/>



家電4品目の処分（廃棄）について、小売店等に引取りを依頼する場合、建築物解体の直前に依頼しても対応できません。期間の余裕を持って、小売店等に引取りを依頼してください。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください。
（家電4品目の廃棄に当たって要注意）
「無許可」の廃棄物回収業者には、右記のような例があります。



平成30年2月作成
令和元年5月一部加筆修正